

○許認可等審査事務に係る照会書の取扱いに関する訓令

(平成24年10月30日本部訓令第15号)

[沿革] 平成26年7月本部訓令第16号、28年6月第16号、30年10月第15号、令和元年11月第25号、
4年3月第4号、第9号改正

(趣旨)

第1条 この訓令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）、古物営業法（昭和24年法律第108号）、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）、質屋営業法（昭和25年法律第158号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）、指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号）、警備業法（昭和47年法律第117号）、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号）、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）、遺失物法施行令（平成19年政令第21号）、奈良県金属くず営業条例（昭和32年4月奈良県条例第20号）の規定に基づく許認可等（許可、認定、届出、指定等をいう。）の審査事務において使用する照会書の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(照会書の様式等)

第2条 申請者、届出者、同居の親族等に関する欠格事由に係る調査は、次の各号に定める区分に応じて、それぞれ当該各号に定める様式を使用するものとする。

- (1) 本籍地を管轄する市区町村長に対する日本人の照会（銃砲刀剣類所持等取締法に関する照会を除く。） 身上調査について（照会）（別記様式第1号）
- (2) 本籍地を管轄する市区町村長に対する日本人の照会（銃砲刀剣類所持等取締法に関する照会に限る。） 身上調査について（照会）（別記様式第2号）
- (3) 奈良地方検察庁に対する外国人の照会 欠格事由に関する調査について（照会）（別記様式第3号）
- (4) 奈良地方検察庁に対する外国人の照会 前科調査について（照会）（別記様式第4号）
- (5) 本店所在地を管轄する地方検察庁に対する法人の照会 欠格事由に関する調査について（照会）（別記様式第5号）
- (6) 本店所在地を管轄する地方検察庁に対する法人の照会 前科調査について（照会）

）（別記様式第 6 号）

第 2 条の 2 許可等を受けた者又は法人の所在不明又は指名若しくは名称、住所等の変更に係る調査は、次の各号に定める区分に応じて、それぞれ当該各号に定める様式を使用するものとする。

- (1) 本籍地を管轄する市区町村長に対する日本人の照会 身上調査について（照会）
（別記様式第 7 号）
- (2) 住所地を管轄する市区町村長に対する外国人の照会 身上調査について（照会）
（別記様式第 8 号）
- (3) 本店所在地を管轄する地方法務局に対する法人の照会 登記事項調査について（照会）（別記様式第 9 号）
（照会書管理簿）

第 3 条 警察署長又は警務部会計課長（以下「警察署長等」という。）は、前 2 条各号に定める照会書（以下「照会書」という。）の種別ごとに作成した照会書管理簿（別記様式第 10 号）により、照会業務を管理するものとする。
（照会書管理者等）

第 4 条 照会書の適正な管理を行うため、警察署及び警務部会計課に照会書管理者を置き、警察署にあっては生活安全課長を、警務部会計課にあっては警務部会計課長が指定した者をもって充てる。

- 2 警察署長等は、照会書管理者を補佐する者として取扱補助者を指定し、その職務を代行させることができる。
（照会書の作成等）

第 5 条 照会書管理者及び取扱補助者（以下この条において「照会書管理者等」という。）は、照会書に一連番号を付し、紛失等のないよう確実に保管するものとする。この場合において、一連番号は、照会書の右下余白に記載するものとする。

- 2 照会書管理者等は、審査事務に係る照会が必要であると認めるときは、当該照会を担当する者（以下「担当者」という。）に一連番号を付した照会書を交付し、照会書管理簿に担当者の氏名及び照会書の交付日を記載するものとする。
- 3 照会書管理者等は、一連番号を付した照会書で、誤記したものについてはその都度、年内に使用しなかったものについては速やかに返納を受けなければならない。この場合において、返納を受けた照会書は照会書管理簿とともに保管するものとする。
（決裁等）

第 6 条 担当者は、照会書に所要の事項を記載した上で、当該照会書に照会書管理簿を添えて、警察署長等の決裁を受けるものとする。

- 2 警察署長等の決裁を受けた照会書については、奈良県警察公印規程（昭和36年8月奈良県警察本部訓令第6号）に定めるところにより、公印の押印を受けるものとする。

（照会者等）

第7条 照会書に記載する照会者は、警察署長等とする。

- 2 照会書の作成に当たっては、照会書に担当者の氏名及び連絡先を記載するものとする。

（副本の作成）

第8条 照会書の作成に当たっては、副本（正本を複写機により複写したものをいう。

以下この条において同じ。）を作成し、第6条第2項に定めるところにより公印の押印を受ける際に、正本と契印するものとする。

- 2 副本については、照会書の種別ごとに照会書管理簿にとじて照会書管理者等が管理するものとする。

（文書番号の記載）

第9条 照会書には、警察署長等の決裁後、奈良県警察行政文書管理規程（平成14年3月奈良県警察本部訓令第7号）第25条に定める所属記号を冠記した番号を所定の箇所に文書番号として付すものとする。

附 則

この訓令は、平成24年10月30日から施行する。

附 則 （平成26年7月11日本部訓令第16号）

この訓令は、平成26年7月15日から施行する。

附 則 （平成28年6月20日本部訓令第16号）

この訓令は、平成28年6月23日から施行する。

附 則 （平成30年10月23日本部訓令第15号）

この訓令は、平成30年10月24日から施行する。

附 則 （令和元年11月29日本部訓令第25号）

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

附 則 （令和4年3月14日本部訓令第4号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和4年3月15日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 （令和4年3月24日本部訓令第9号）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(別記様式省略)